

議員提出議案第4号

家庭教育支援法の制定を求める意見書について

家庭教育支援法の制定を求める意見書を次のとおり提出する。

令和3年9月21日提出

提出者	西条市議会議員	一色輝雄
〃	〃	楠學
〃	〃	伊藤孝司
賛成者	〃	塩崎雄大
〃	〃	三好和彦
〃	〃	今井廣一
〃	〃	井上浩二
〃	〃	高橋保彦
〃	〃	藤井武彦
〃	〃	川又由美恵
〃	〃	臼坂均
〃	〃	坪井剛
〃	〃	西坂壽
〃	〃	越智俊幸
〃	〃	藤田節雄

家庭教育支援法の制定を求める意見書

近年、核家族化の進行や地域社会のきずなの希薄化など、我が国の家庭環境を取り巻く社会的な変化は著しく、子どもに対する過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下が強く指摘される極めて憂慮すべき事態となっている。

厚生労働省の発表によると、児童相談所での児童虐待相談対応件数は毎年度増加傾向にあり、直近の集計である令和元年度では19万3,780件の相談対応があり前年度より3万3,942件増加し、深刻さが増している。また若い父親、母親の出産や育児などが、人間関係の希薄化した社会の中で、孤立してしまう状況も増えており、行政からの、より積極的な家庭教育への応援体制が必要とされている。

未来社会の担い手である子どもたちを育成する家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤にもなっていく。

教育基本法第10条にも、父母等の保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定している。

よって、国におかれては、家庭教育支援法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月21日

愛媛県西条市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

提案理由
口頭說明